

2024年8月20日

お客様各位

株式会社長谷工コミュニティ
代表取締役社長 谷 信弘

「マンションの管理の適正化の推進に関する法律」に基づく監督処分について

弊社は、本日、国土交通省近畿地方整備局長より「マンションの管理の適正化の推進に関する法律」に基づく監督処分を受けましたので、下記の通りご報告申し上げます。

お客さまならびに関係者の方々に、多大なご迷惑をお掛けいたしましたことを深くお詫び申し上げます。この度の監督処分を厳粛に受け止め、深く反省するとともに、内部統制の強化を図り再発防止に全社を挙げて取り組んでまいります。

記

1. 処分年月日

2024年8月20日

2. 処分の内容 指示処分

(1) 今回の違反行為の再発を防ぐため、少なくとも、以下の事項について必要な措置を講ずること。

- ① 今回の違反行為の内容及びこれに対する処分内容について、役員並びに貴社の従業者全てに対し、速やかに周知徹底すること。
- ② 法や関係法令等の遵守を社内で徹底するとともに、社内研修・教育の計画を作成し、役員並びに貴社の従業者全てに対し、継続的に実施すること。
- ③ 日常の業務運営に関しての調査・点検を行うとともに、社内の業務管理体制の整備に努めること。
- ④ 今回の違反行為を踏まえ、適切な再発防止策を策定し、継続的に実施すること。

(2) 前項各号について講じた措置(前項にかかる措置以外に講じた措置がある場合は、これを含む。)を令和6年9月20日までに文書をもって報告すること。

また、令和7年8月20日までの1年間においては、半年毎に当該措置の実施状況を報告すること。

3. 処分の理由

- (1) 管理受託している管理組合のうち、一管理組合の財産について元従業員(管理員)が着服等を行ったことにより、当該管理組合に損害を与えた。
- (2) 上記(1)の理由により、一管理組合の財産について管理組合の対象月における会計の収入及び支出の状況に関する書面に、結果的に事実と異なる記載をし、管理組合の管理者等に交付した。
- (3) 上記(1)の理由により、一管理組合の財産について管理組合の各事業年度終了後の管理事務報告の際、結果的に書面に事実と異なる記載をし、管理組合の管理者等に交付した。
- (4) 管理受託している管理組合のうち、一管理組合において、重要事項説明会の日の1週間前までに説明会の開催の日時及び場所についての掲示をしなかった。
- (5) 管理受託している管理組合のうち、一管理組合において、管理受託契約の締結または変更をしようとする際に、当該管理組合を構成する区分所有者等全員に対して交付すべき重要事項並びに説明会の日時及び場所を記載した説明書を交付しなかった。

【本件に関するお問い合わせ先】

株式会社長谷工コミュニティ コンタクトセンター 0120-009-226

以 上